

『こどもの権利条約』ってなに？

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべてのこどもたちがもつ権利を定めた条約のことです。

「子どもの権利条約」子どもの権利は大きく分けて4つ



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

（出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ）

はるるでは、この『こどもの権利条約』を大切にしながら、楽しい療育を考えて取り組んでいます。

